

第102期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年3月24日(木曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)



開催場所

香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号
オークラホテル丸亀・鳳凰の間(2階)

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2022年3月23日(水曜日) 午後5時15分

夢がある。技術がある。 **未来** ができる。



大倉工業株式会社

証券コード 4221

目次

第102期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)6名選任の件	8
第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件	12
第5号議案 監査等委員である 取締役の報酬額改定の件	17
[添付書類]	
事業報告	18
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告書	38

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。また、お土産は取り止めとさせていただきます。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた当社の対応につきまして、以下のとおりご案内いたします。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

〔株主の皆様へのお願い〕

- 感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
- 特に感染の影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方、体調の優れない方におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- 受付他各所にアルコール消毒液を準備いたします。また、ご来場の株主様はマスク着用などの感染拡大防止に最大限ご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場いただく場合は、会場入り口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。
- 会場内で体調不良とお見受けした株主様には、運営スタッフがお声がけし、ご退場をお願いする場合がございます。

〔当社の対応〕

- ご来場の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。
- JR丸亀駅と株主総会会場間の送迎バスは運行を中止します。
- 感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、十分な座席を確保できない可能性がございます。満席となった場合、ご来場いただいても入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で出席・応対させていただきます。
- 株主総会の議事を円滑かつ効率的に進めることにより、例年より時間を短縮して行う予定です。

今後の状況変化に応じて、上記内容を更新し、当社ウェブサイト(<https://www.okr-ind.co.jp/news/>)にてご案内いたしますので、ご確認ください。

証券コード4221
2022年3月3日

株 主 各 位

香川県丸亀市中津町1515番地

大倉工業株式会社

代表取締役 神 田 進
社長執行役員

第102期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使方法についてのご案内」（2頁～3頁）に沿って、2022年3月23日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号
オークラホテル丸亀・鳳凰の間（2階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第102期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第102期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

以 上

議決権行使方法についてのご案内

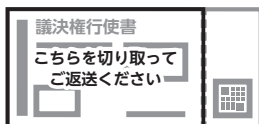
株主総会にご出席されない方



郵送によるご行使

行使期限
2022年3月23日(水曜日)
午後5時15分必着

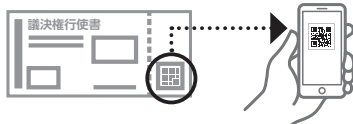
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。



「スマート行使」によるご行使

行使期限
2022年3月23日(水曜日)
午後5時15分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



インターネット等によるご行使

行使期限
2022年3月23日(水曜日)
午後5時15分まで

【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等による方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

株主総会にご出席される方



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です)

開催日時 **2022年3月24日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)**

開催場所 **香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号 オークラホテル丸亀・鳳凰の間(2階)**

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.okr-ind.co.jp>)に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の体制及び方針」、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.okr-ind.co.jp>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査した事業報告ならびに監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載した上記の書類が含まれております。

インターネット等による議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年3月23日（水曜日）午後5時15分まで

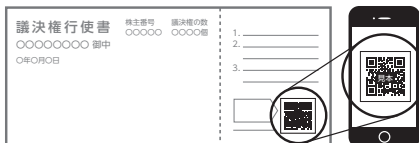
（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

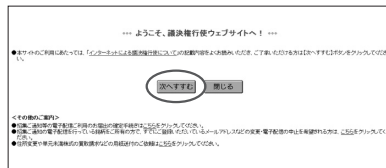
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

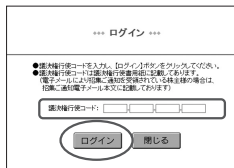
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

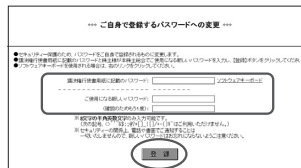
- 1 ウェブサイトへアクセス



- 2 ログインし、議決権行使コードの入力



- 3 パスワードの入力



- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

※証券口座に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、業績や事業の将来展開に必要な備え等を総合的に勘案しながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

第102期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金70円 総額 835,030,420円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2022年3月25日

1. 提案の理由

(1) 取締役の員数の変更

経営の実効性と効率性を高めるため、意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化を進めております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を、実態に合わせた適正な員数とするため、現行定款第18条（取締役の員数ならびに選任）の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を20名以内から10名以内に減員するものであります。また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、ガバナンス体制の強化を図るため、現行定款第18条（取締役の員数ならびに選任）の監査等委員である取締役の員数を5名以内から6名以内に増員するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数ならびに選任)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は20名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とし、いずれも株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>第19条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置ならびに書面交付請求)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、必要な事項について会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求を受けた場合は、これを交付する。ただし電子提供措置事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について交付する書面に記載することを要しないこととする。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数ならびに選任)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とし、監査等委員である取締役は6名以内とし、いずれも株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>第19条～第36条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則) (株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置)</p> <p>第1条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除ならびに変更後定款第15条(株主総会資料の電子提供措置ならびに書面交付請求)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名				現在の当社における地位
1	<input type="checkbox"/> 再任	たか 高	はま 濱	かず 和	のり 則	代表取締役会長
2	<input type="checkbox"/> 再任	かん 神	だ 田		すすむ 進	代表取締役社長執行役員
3	<input type="checkbox"/> 再任	た 田	なか 中	よし 祥	とも 友	取締役常務執行役員
4	<input type="checkbox"/> 再任	うえ 上	はら 原	ひで 英	き 幹	取締役執行役員
5	<input type="checkbox"/> 再任	うえ 植	た 田	とも 智	お 生	取締役執行役員
6	<input type="checkbox"/> 再任	ふく 福	だ 田	えい 英	じ 司	取締役執行役員

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立役員 独立役員候補者

候補者
番号

1

たか はま かず のり
高濱 和則

(1950年2月13日生)

再任

所有する
当社株式の数

27,820株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1975年4月	当社入社	2009年3月	当社代表取締役専務取締役
2003年3月	当社取締役	2010年1月	当社代表取締役社長
2006年1月	当社常務取締役	2018年3月	当社代表取締役会長（現在）

取締役候補者とした理由

候補者は、2010年より代表取締役社長、2018年より代表取締役会長を務めております。その豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

かん だ すすむ
神田 進

(1954年7月8日生)

再任

所有する
当社株式の数

17,500株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1977年4月	当社入社	2013年1月	当社取締役合成樹脂事業部長
2009年4月	当社執行役員株式会社ユニオン・グラビア代表取締役社長	2016年3月	当社常務取締役合成樹脂事業部長
2010年3月	当社取締役合成樹脂事業部製品グループ統括兼子会社担当兼コーポレートセンター経営計画部部长兼株式会社ユニオン・グラビア代表取締役社長	2017年3月	当社代表取締役常務取締役合成樹脂事業部長
		2018年3月	当社代表取締役社長
		2020年3月	当社代表取締役社長執行役員（現在）

取締役候補者とした理由

候補者は、2018年より代表取締役社長、2020年より代表取締役社長執行役員を務めております。その豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

3

た なか よし とも
田中 祥友

(1955年2月22日生)

再任

所有する
当社株式の数

11,140株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1977年4月	当社入社	2019年1月	当社常務取締役コーポレートセンター担当兼CSR・ESG担当
2009年4月	当社執行役員株式会社関西オークラ代表取締役社長	2020年3月	当社取締役常務執行役員コーポレートセンター担当兼CSR・ESG担当
2010年3月	当社取締役コーポレートセンター総務部長	2021年4月	当社取締役常務執行役員コーポレートセンター総務広報、人事、サステナビリティ推進、DX推進 担当兼サステナビリティ委員長（現在）
2011年3月	当社取締役コーポレートセンター総務部長兼環境安全・品質保証担当兼コーポレートセンター管轄子会社担当		
2017年3月	当社取締役コーポレートセンター担当兼総務部長		〔重要な兼職の状況〕 大友化成株式会社 代表取締役社長 中讃ケーブルビジョン株式会社 代表取締役
2018年3月	当社常務取締役コーポレートセンター担当兼総務部長		

取締役候補者とした理由

候補者は、子会社の代表取締役社長を務めた後、2010年より取締役に務めております。管理部門の責任者としての豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

うえ はら ひで き
上原 英幹

(1956年4月14日生)

再任

所有する
当社株式の数

10,420株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1980年4月	当社入社	2016年1月	当社取締役R&Dセンター担当兼合成樹脂事業部商品化グループ長兼生産管理グループ長
2006年4月	当社丸亀第四工場長	2017年3月	当社取締役R&Dセンター担当兼合成樹脂事業部副事業部長兼商品化グループ長
2009年4月	当社執行役員合成樹脂事業部シュリンクグループ長兼丸亀第四工場長	2018年3月	当社取締役合成樹脂事業部長兼R&Dセンター担当
2013年1月	当社執行役員合成樹脂事業部事業支援部長兼商品化グループ長兼産業資材グループ長	2020年3月	当社取締役執行役員合成樹脂事業部長兼R&Dセンター担当（現在）
2013年3月	当社取締役合成樹脂事業部事業支援部長兼商品化グループ長兼産業資材グループ長		〔重要な兼職の状況〕 無錫大倉包装材料有限公司 執行董事
2015年11月	当社取締役R&Dセンター担当兼合成樹脂事業部事業支援部長兼商品化グループ長兼産業資材グループ長		

取締役候補者とした理由

候補者は、合成樹脂事業部門の製造部門及び開発部門の責任者を歴任した後、2013年より取締役に務めております。合成樹脂事業部門における豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

う え た と も お
植田 智生

(1962年7月19日生)

再任

所有する
当社株式の数

6,900株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2017年3月	当社取締役新規材料事業部長
2007年4月	当社新規材料事業部第2BU長	2020年3月	当社取締役執行役員新規材料事業部長（現在）
2009年3月	当社新規材料事業部長		
2010年3月	当社執行役員新規材料事業部長		

〔重要な兼職の状況〕
オー・エル・エス有限会社 代表取締役専務

取締役候補者とした理由

候補者は、新規材料事業部門の製造部門において長年の経験を有しており、2009年より事業部長、2017年より取締役を務めております。新規材料事業部門における豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

ふ く だ え い じ
福田 英司

(1969年9月13日生)

再任

所有する
当社株式の数

3,300株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1993年4月	当社入社	2017年3月	当社執行役員合成樹脂事業部企画管理グループ 長兼生産管理グループ長
2007年1月	株式会社九州オークラ代表取締役社長	2021年3月	当社取締役執行役員コーポレートセンター経 理部長
2009年4月	当社執行役員株式会社九州オークラ代表取締役 社長	2021年4月	当社取締役執行役員コーポレートセンター財 務・経営管理部長（現在）
2010年2月	当社執行役員株式会社関西オークラ代表取締役 社長		
2015年7月	当社執行役員合成樹脂事業部事業支援部企画管 理グループ長		

取締役候補者とした理由

候補者は、合成樹脂事業部門の管理部門の責任者を歴任した後、2021年より取締役を務めております。財務会計及び経営管理に関する豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる職務執行に関する損害賠償及び訴訟費用についての損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。被保険者である当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補償金額に制限を設けています。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第4号議案

監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、ガバナンス体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を2名増員することとし、監査等委員である取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏 名				現在の当社における地位
1	新任	なが 長	お 尾	せい 誠	じ 司	執行役員
2	再任	ば 馬	ば 場	とし 俊	お 夫	社外 独立役員 取締役（監査等委員）
3	再任	きた 北	だ 田	たかし 隆		社外 独立役員 取締役（監査等委員）
4	新任	いい 飯	じま 島	な 奈	え 絵	社外 独立役員 —
5	新任	わた 渡	なべ 邊	よう 洋	いち 一	社外 独立役員 —
6	新任	よし 吉	の 野	やす 泰	お 雄	社外 —

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立役員** 独立役員候補者

候補者
番号

1

なが お せい じ
長尾 誠司

(1966年12月15日生)

新任

所有する
当社株式の数

1,100株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1991年 4 月 当社入社

2021年 3 月 当社執行役員内部監査室長

2017年 3 月 当社コーポレートセンター経理部長

2021年 4 月 当社執行役員内部統制・監査室長（現在）

取締役候補者とした理由

候補者は、経理部門の責任者を歴任した後、2021年より内部監査部門の責任者を務めております。また、2021年より執行役員を務めております。経理部門及び内部監査部門における豊富な経験と見識が、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献するとともに、業務執行を適切に監督できるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ば ば とし お
馬場 俊夫

(1952年11月15日生)

再任

社外

独立役員

所有する
当社株式の数

5,200株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1983年 4 月 弁護士登録

2016年 3 月 当社取締役（監査等委員）（現在）

1983年 4 月 馬場法律事務所開設（現在）

〔重要な兼職の状況〕

2004年 3 月 当社監査役

弁護士

2015年 3 月 当社取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また弁護士活動を通じて企業経営に関する十分な見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、法律家としての観点からの助言と、長らく弁護士業務に携わった結果得られた知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となるとともに、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また、候補者は過去に当社の業務執行者ではない役員（監査役）であったことがあります。

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

3

きた だ
北田
たかし
隆

(1956年2月24日生)

再任
社外
独立役員

所有する
当社株式の数
2,000株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年3月	公認会計士登録	2014年10月	公認会計士北田隆事務所開設（現在）
1998年4月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2016年3月	当社取締役（監査等委員）（現在） 株式会社ファインデックス社外取締役（監査等委員）（現在）
1999年7月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー）		

[重要な兼職の状況]
公認会計士
株式会社ファインデックス 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として監査、会計等企業実務に精通しており、幅広い経験と見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、監査・会計の専門家としての観点からの助言と、長らく公認会計士業務に携わった結果得られた知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

候補者
番号

4

いい じま な え
飯島 奈絵

(1964年4月11日生)

新任
社外
独立役員

所有する
当社株式の数
0株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1994年4月	弁護士登録、堂島法律事務所入所	2015年6月	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ社外取締役（現在）
2001年10月	米国ワシントンD.C.カークランド&エリス法律事務所入所	2016年6月	ナビタス株式会社（現 シリウスビジョン株式会社）社外取締役（監査等委員）
2002年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2019年4月	大阪弁護士会副会長
2002年9月	堂島法律事務所復帰（現在）		
2003年6月	ナビタス株式会社（現 シリウスビジョン株式会社）社外監査役		
2013年4月	京都大学法科大学院客員教授		

[重要な兼職の状況]
弁護士
株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また弁護士活動を通じて企業経営に関する十分な見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、法律家としての観点からの助言と、長らく弁護士業務に携わった結果得られた知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。

候補者
番号

5

わた なべ よう いち
渡邊 洋一

(1961年3月21日生)

新任
社外
独立役員

所有する
当社株式の数

0株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1996年4月	高橋税務会計事務所入所	[重要な兼職の状況]
1999年12月	税理士登録	税理士
2003年4月	渡邊洋一税理士事務所開設(現在)	T K C全国会 副会長
2020年7月	T K C全国会副会長(現在)	T K C四国会 会長
2020年9月	T K C四国会会長(現在)	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、税理士として監査、会計等企業実務に精通しており、幅広い経験と見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、税務の専門家としての観点からの助言と、長らく税理士業務に携わった結果得られた知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。

候補者
番号

6

よしの やすお
吉野 泰雄

(1971年2月4日生)

新任
社外

所有する
当社株式の数

0株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1993年4月	住友化学工業株式会社(現 住友化学株式会社) 入社	[重要な兼職の状況]
2020年4月	住友化学株式会社経営企画室担当部長(現在)	住友化学株式会社 経営企画室担当部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、長年他の企業に勤務されており、豊富な業務経験と知識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、異なる企業文化で育まれた独自の観点からの助言と、上場企業の管理部門の責任者として有する知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。

- (注) 1. 馬場俊夫氏、北田隆氏、飯島奈絵氏、渡邊洋一氏及び吉野泰雄氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 吉野泰雄氏は、当社の特定関係事業者(主要な取引先)である住友化学株式会社の経営企画室担当部長であります。
4. 当社は、馬場俊夫氏及び北田隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、飯島奈絵氏及び渡邊洋一氏が選任された場合、両氏を東京証券取引所に對し、独立役員として届け出る予定であります。
5. 馬場俊夫氏及び北田隆氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。また、長尾誠司氏、飯島奈絵氏、渡邊洋一氏及び吉野泰雄氏が選任された場合、各氏と当該契約を新たに締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる職務執行に関する損害賠償及び訴訟費用についての損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。被保険者である当社社員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補償金額に制限を設けています。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

当社では「大倉工業グループコーポレートガバナンス基本方針」を策定し、取締役会の役割・構成、取締役候補者の指名方針等について規定しています。

取締役会は、重要な経営の意思決定を行うとともに、適切に経営を監督するため「企業経営」「事業戦略・マーケティング」「技術・生産・開発」「財務会計」「人事労務・法務・コンプライアンス」「サステナビリティ・総務広報」の各項目について、豊富な経験と高度な専門的知識を有する取締役を選任しています。

区分	氏名	ジェンダー	当社における役職・担当、資格等		取締役候補者に期待する分野						
			役職	担当、資格等	企業経営	事業戦略・マーケティング	技術・生産・開発	財務会計	人事労務・法務・コンプライアンス	サステナビリティ・総務広報	
社内取締役	高濱 和則	男性	代表取締役会長		◎						
	神田 進	男性	代表取締役社長執行役員・指名報酬委員		◎						
	田中 祥友	男性	取締役常務執行役員	コーポレートセンター総監・監理、人課、サステナビリティ推進、DX推進 担当兼サステナビリティ委員長					○	○	
	上原 英幹	男性	取締役執行役員	合成樹脂事業部長兼 R & D センター担当		○	○				
	植田 智生	男性	取締役執行役員	新規材料事業部長		○	○				
	福田 英司	男性	取締役執行役員	コーポレートセンター財務・経営管理部長		○		○			
	長尾 誠司	男性	新任／取締役常勤監査等委員						○	○	
社外取締役	馬場 俊夫	男性	独立社外取締役監査等委員・指名報酬委員	弁護士					○	○	
	北田 隆	男性	独立社外取締役監査等委員・指名報酬委員	公認会計士				○		○	
	飯島 奈絵	女性	新任／独立社外取締役監査等委員・指名報酬委員	弁護士					○	○	
	渡邊 洋一	男性	新任／独立社外取締役監査等委員・指名報酬委員	税理士				○		○	
	吉野 泰雄	男性	新任／社外取締役監査等委員	住友化学株式会社経営企画室 担当部長		○					○

- (注) 1. 代表取締役は企業経営全般について、また各取締役は特に期待する分野2つまで記載しています。
2. 指名報酬委員会は、2022年3月24日開催の定時株主総会後に開催される取締役会にて委員長及び委員を選定し、2022年4月1日に設置予定です。

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2016年3月23日開催の第96期定時株主総会において年額4千万円以内とご決議いただき今日に至っております。今般、監査等委員である取締役が2名増員となること等諸般の事情を考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内と改定させていただきたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役の員数は4名であります。第4号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は6名となります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格、木材価格の上昇や半導体不足などのコストの増加、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、ワクチン接種の進展や新規感染者数減少に伴う経済活動の再開を背景に改善が続きました。しかしながら、世界的には新型コロナウイルスのオミクロン株が急激に感染拡大しており国内経済への影響が懸念され、また、原材料価格の上昇、半導体不足などの影響が不透明なこともあり、先行きへの不安が大きくなっています。

このような状況のもと、当社グループでは、新規材料事業において光学製品の受注が好調であったこと及び合成樹脂事業において工業用フィルムや農業用フィルムの販売数量が増加したことなどにより、当連結会計年度の売上高は884億2千万円（前年同期比9.2%増）となりました。

利益面では、原材料価格上昇の影響はあるものの、売上高が大きく増加したことや新規材料事業や建材事業において生産性が向上したことなどにより、営業利益は51億2千3百万円（前年同期比19.5%増）、経常利益は55億3千1百万円（前年同期比22.7%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、新規材料事業において減損損失を計上したことなどにより、34億1千7百万円（前年同期比19.2%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

事業セグメント別の状況

合成樹脂事業

環境問題による市況の変化により一般包装用フィルムやごみ袋などの販売数量は減少しましたが、工業用フィルムの需要増加や農業用フィルムの拡販に努め、販売数量が増加したため、売上高は478億2千9百万円（前年同期比2.9%増）となりました。営業利益は原材料価格が上昇し、製品価格への転嫁が遅れているため、42億6千7百万円（前年同期比4.3%減）となりました。

新規材料事業

大型液晶パネル向け光学フィルム及びスマートフォン向けの製品が年間を通じて好調を維持したことにより、売上高は285億2千4百万円（前年同期比21.8%増）となりました。営業利益は売上高の増加及び更なる生産性の向上に努めた結果、23億7千3百万円（前年同期比109.2%増）となりました。

建材事業

パーティクルボード製品の用途拡大に努め、リフォーム需要を取り込んだ結果、販売数量が増加したことにより、売上高は69億1千2百万円（前年同期比10.5%増）となりました。営業利益については、パーティクルボード生産の安定稼働を継続したことなどにより増加しましたが、第4四半期連結会計期間以降さらに原材料価格高騰の影響を受けたことにより、4億5千6百万円（前年同期比22.7%増）に留まりました。

その他

ホテル事業において引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることにより、宿泊及び宴会などが低迷したものの、木材加工（プレカット）事業において市場の木材製品不足に伴い一時的に受注が集中したことなどにより売上が増加し、その他全体の売上高は51億5千4百万円（前年同期比7.9%増）となりました。営業利益は売上高の増加と固定費の削減などにより、3億2百万円（前年同期比17.8%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は46億7千3百万円であります。その主なものは、新規材料事業の光学フィルム製造装置の改造及びR&Dセンターのフィルム成型開発装置などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、経営ビジョンNext10(2030)及び中期経営計画(2024)の目標を達成することです。

前中期経営計画は、次の10年に向けた経営ビジョンNext10「要素技術を通じて新たな価値を創造し、お客様から選ばれるソリューションパートナー」を設定し、「お客様の価値向上と社会課題の解決に貢献し、事業を通じて社会・環境価値を創出する」ことを目指しその第1ステージとしてグループの土台作りを目指してきました。

財務目標においては、最終年度の2021年は売上高目標930億円に対し884億円と未達でしたが、営業利益目標48億円に対し51億円と達成することができました。また、財務体質の健全化を進め実質無借金経営となりました。

中期経営計画(2024)策定にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響、世界的な脱炭素社会への加速などによる外部環境の激変に対応するため、Next10を改訂し期間を2030年までとしました。中期経営計画(2024)はNext10の第1ステージである前中期経営計画に引き続き「土台作り&基盤強化」の第2ステージと位置づけました。

①Next10(2030)及び中期経営計画(2024)の基本方針

Next10(2030)では「事業ポートフォリオの深化」を掲げ社会課題の解決、お客様の価値向上を目指して当社のビジネスモデルを変革します。中期経営計画(2024)では「事業ポートフォリオの高度化」に向け、成長市場・分野への投資を拡大し、基盤事業である生活サポート製品群は環境貢献を切り口として再定義することで成長を目指します。

また、「人ひとりを大切に」「地域社会への貢献」「お客様を第一に」という当社グループの経営理念のもと、「社会から信頼される企業グループであり続ける」をサステナビリティ基本方針として、環境・社会・ガバナンスを重視したESG経営に事業活動を通して取り組むことで持続的な成長と企業価値の向上を実現します。

②中期経営計画(2024)における事業セグメント別基本方針

合成樹脂セグメントでは、既存分野において、社会課題、急激な環境変化への即応として環境貢献製品を拡充し、成長分野では高機能製品の提供に注力していきます。

新規材料セグメントでは、テレビ・スマートフォンなどの表示体市場において、今後大画面化、高輝度化に対応するフィルムの生産能力増強を図ります。また、車載・ハイエンドディスプレイ分野での事業拡大を機能性フィルム・加工ソリューションの提供により実現します。

建材セグメントでは、環境貢献製品であるパーティクルボード製品のフル生産フル販売により売上高を増加させます。さらに環境負荷を低減する製品の拡大、ウッドプラスチックの上市を図ります。

その他事業では、引き続き各事業子会社が地域に密着したそれぞれの戦略により拡販を図るとともに、利益体質を強化させていきます。

③中期経営計画(2024)における投資に係る基本方針

中期経営計画(2024)の3ヵ年で合計250億円の投資を計画し、戦略投資と成長投資が65%を占めます。主な投資としては、大型用光学フィルム生産能力増強、海外製造拠点設立、高機能フィルム製造設備導入、環境事業投資、環境貢献フィルム製造設備増強、CO₂削減推進を行います。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第 99 期	2019年度 第 100 期	2020年度 第 101 期	2021年度 (当連結会計年度) 第 102 期
売 上 高	86,260百万円	85,364百万円	80,958百万円	88,420百万円
経 常 利 益	4,366百万円	3,894百万円	4,509百万円	5,531百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,442百万円	2,899百万円	2,865百万円	3,417百万円
1 株当たり当期純利益	204.92円	243.35円	240.41円	286.49円
総 資 産	84,610百万円	83,481百万円	82,651百万円	85,869百万円
純 資 産	43,834百万円	46,441百万円	49,094百万円	52,524百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）に基づいて算出しております。
2. 当社は、2018年7月1日付で株式併合（普通株式5株を1株に併合）を行っております。これに伴い、第99期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第99期は、新規材料事業において受注が減少したことや、合成樹脂事業における原材料価格上昇の影響などにより、売上高、経常利益ともに減少しました。
4. 第100期は、建材事業において規格品の販売を終了したことなどで、売上高は減少しました。また、新規材料事業において試作費用の増加や歩留まりが悪化した影響などで、経常利益も減少しました。
5. 第101期は、新型コロナウイルス感染拡大により市場が縮小したことの影響を受け、売上高は減少しました。しかし、合成樹脂事業において変動コストが低位で推移したことや付加価値の高い製品の販売増加の影響が、売上高減少の影響を上回ったことにより、経常利益は増加しました。
6. 第102期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
7. 第100期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）による表示方法の変更を行っており、第99期については遡及処理後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 関西オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社 関東オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社 九州オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社 埼玉オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社 オークラプロダクツ	50百万円	100%	合成樹脂製品製造業
オークラホテル株式会社	100百万円	100%	ホテル事業
株式会社 オークラプレカットシステム	100百万円	100%	木材加工事業
オークラ情報システム株式会社	12百万円	100%	情報処理システム開発事業
株式会社 オークラハウス	40百万円	100%	宅地造成及び建物建築事業
株式会社 ユニオン・グラビア	10百万円	100%	製版事業

(7) 主要な事業内容

区分	主要製品等
合成樹脂事業	ポリエチレンフィルム、ポリプロピレンフィルム等
新規材料事業	光学機能性フィルム等
建材事業	パーティクルボード、加工ボード、加工合板等
その他の事業	ホテル事業、木材加工事業、宅地造成及び建物建築事業、情報処理システム開発事業及び不動産賃貸事業等

(8) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な営業所及び工場

香川県内 本社

合成樹脂事業 (丸亀第四工場、丸亀第五工場、仲南工場)

新規材料事業 (A～G棟)

建材事業 (詫間工場)

香川県外 合成樹脂事業 (東京支店、名古屋支店、大阪支店、九州支店)

②子会社の主要な営業所及び工場

会 社 名	営 業 所 及 び 工 場
株 式 会 社 関 西 オ ー ク ラ	本社 (滋賀県)
株 式 会 社 関 東 オ ー ク ラ	本社 (静岡県)
株 式 会 社 九 州 オ ー ク ラ	本社 (熊本県)
株 式 会 社 埼 玉 オ ー ク ラ	本社 (埼玉県)
株 式 会 社 オ ー ク ラ プ ロ ダ ク ツ	本社 (香川県)、岡山工場 (岡山県)
オ ー ク ラ ホ テ ル 株 式 会 社	本社、オークラホテル丸亀 (香川県)
株 式 会 社 オ ー ク ラ プ レ カ ッ ト シ ス テ ム	本社 (香川県)
オ ー ク ラ 情 報 シ ス テ ム 株 式 会 社	本社 (香川県)
株 式 会 社 オ ー ク ラ ハ ウ ス	本社 (香川県)
株 式 会 社 ユ ニ オ ン ・ グ ラ ビ ア	本社 (香川県)

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	臨 時 従 業 員 数
合 成 樹 脂 事 業	1,302名	△17名	237名
新 規 材 料 事 業	274名	△5名	17名
建 材 事 業	86名	△8名	11名
そ の 他 の 事 業	161名	△14名	50名
全 社 (共 通)	143名	5名	16名
合 計	1,966名	△39名	331名

(注) 臨時従業員数は、準社員（常用労働者）を含んでおります。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 中 国 銀 行	600百万円
株 式 会 社 伊 予 銀 行	515百万円
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	492百万円
株 式 会 社 香 川 銀 行	301百万円
株 式 会 社 四 国 銀 行	241百万円

(注) 借入金残高は、短期借入金及び長期借入金の合計金額であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,021,600株
(2) 発行済株式の総数 11,929,006株 (自己株式485,864株を除く。)
(3) 株主数 11,274名
(4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住 友 化 学 株 式 会 社	963千株	8.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	928千株	7.78%
株 式 会 社 中 国 銀 行	582千株	4.88%
オ ー ク ラ 共 栄 会	554千株	4.65%
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	384千株	3.22%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	375千株	3.14%
住 友 林 業 株 式 会 社	315千株	2.65%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	271千株	2.28%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	256千株	2.15%
株 式 会 社 ヤ ク ル ト 本 社	251千株	2.11%

(注) 当社は自己株式485,864株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年3月26日開催の第100期定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。2021年3月25日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年4月9日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）6名に対し自己株式6,700株の処分を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高 濱 和 則	代表取締役会長	
神 田 進	代表取締役社長執行役員	
田 中 祥 友	取締役常務執行役員 (コーポレートセンター総務広報、人事、サステナビリティ推進、DX推進 担当兼サステナビリティ委員長)	大友化成株式会社 代表取締役社長 中讃ケーブルビジョン株式会社 代表取締役
上 原 英 幹	取締役執行役員 (合成樹脂事業部長兼R & Dセンター担当)	無錫大倉包装材料有限公司 執行董事
植 田 智 生	取締役執行役員 (新規材料事業部長)	オー・エル・エス有限会社 代表取締役専務
福 田 英 司	取締役執行役員 (コーポレートセンター財務・経営管理部長)	
櫻 井 茂 樹	取締役 (常勤監査等委員)	
馬 場 俊 夫	取締役 (監査等委員)	弁護士
北 田 隆	取締役 (監査等委員)	公認会計士 株式会社ファインデックス 社外取締役 (監査等委員)
岩 橋 浩 貴	取締役 (監査等委員)	住友化学株式会社 経営企画室主席部員 神東塗料株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 櫻井茂樹氏、馬場俊夫氏、北田隆氏及び岩橋浩貴氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会による監査の実効性を高めるため、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図るべく、櫻井茂樹氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役 (常勤監査等委員) 櫻井茂樹氏は、銀行における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 (監査等委員) 北田隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の取締役の異動
- ①2021年3月25日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって、取締役執行役員山田和裕氏は退任いたしました。同株主総会終結の時をもって、取締役 (監査等委員) 堀内真二氏は辞任により退任いたしました。
- ②同株主総会において新たに福田英司氏が取締役執行役員に、岩橋浩貴氏が取締役 (監査等委員) にそれぞれ選任され、就任いたしました。
6. 取締役 (常勤監査等委員) 櫻井茂樹氏ならびに取締役 (監査等委員) 馬場俊夫氏及び北田隆氏は、東京証券取引所に独立役員として届出を行っております。

7. 2021年12月31日現在における執行役員は次の7名であります。

氏名	役職名
片山 征資	執行役員 事業企画室長
香川 清造	執行役員 建材事業部長
平場 智康	執行役員 合成樹脂事業部生産技術部長兼仲南工場長
葛岡 英一	執行役員 コーポレートセンターサステナビリティ推進部長兼サステナビリティ推進部環境管理部長
寺元 義純	執行役員 合成樹脂事業部BU統括部長兼グループ会社担当兼商品企画推進部長
大西 一真	執行役員 新規材料事業部企画部長兼電子材料BU長
長尾 誠司	執行役員 内部統制・監査室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（常勤監査等委員）櫻井茂樹氏ならびに取締役（監査等委員）馬場俊夫氏、北田隆氏及び岩橋浩貴氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる職務執行に関する損害賠償及び訴訟費用についての損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。被保険者である当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補償金額に制限を設けています。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2019年12月13日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下、「決定方針」という。)を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、監査等委員会の同意を得て決定され、決定方針と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 役員報酬ポリシー

当社の取締役の報酬は、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系となっています。また、株式報酬制度を導入することで、株主様と同じ目線に立った経営を推進し、会社の中長期的な成長を動機づけるものであります。取締役（監査等委員）及び社外取締役は、固定報酬のみとし、業績連動報酬及び株式報酬の対象外であり、企業業績に左右されない報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保しています。

b. 報酬体系

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬で構成されています。基本報酬は、役位に応じて設定する固定額を毎月支給する金銭報酬です。業績連動報酬は、取締役の報酬を会社業績と貢献度に連動させることで、業績向上意欲を高める業績連動金銭報酬です。株式報酬は、取締役が株価変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な成長と企業価値の増大を目指すもので、役位別に設定した額に割当てられる譲渡制限付株式報酬となっています。

また、取締役の基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の割合は概ね 8 : 1 : 1 となっています。

c. 役員報酬額水準

国内の同業・同規模上場企業の役員報酬水準をベンチマークとし、当社従業員の前年度の賞与水準や業績を総合的に勘案して設定しています。

d. 報酬決定手順

取締役の個人別報酬額については公正性及び透明性を確保するため、代表取締役社長執行役員 神田進が報酬委員会の役割を担う監査等委員会に諮問し、同意を得た上で、代表取締役社長執行役員 神田進が決定します。また、譲渡制限付株式報酬は、各取締役に割当てられる株式数を定時株主総会後の取締役会にて決議します。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は会社業績との連動性を確保するため、役位別に設定した基本額に、前年度の従業員賞与指数と取締役担当部門の業績指数（売上高指標・経常利益指標）を乗じた金額をベースとして、それぞれの市場環境や戦略性を勘案し、監査等委員会の同意を得た上で、代表取締役社長執行役員 神田進が決定します。当該指数を選択した理由は、従業員賞与指数については、従業員報酬と連動することによって、労使の一体感をより高めるためであります。また、業績指数については、所管の担当部門の業績の中でも最も明確な売上高・経常利益という数値を用いることにより、業績連動としての明確性を高めるとともに各員のモチベーションアップを図ることを目的としております。なお、当事業年度に係る業績指数である売上高・経常利益については、22頁の「(5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

③非金銭報酬等に関する事項

取締役が株価変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な成長と企業価値の増大を目指すため、取締役に対して非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬を支給しております。

各事業年度に割当てする譲渡制限付株式総数の上限は40,000株（年額5千万円以内）で譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までとしております。

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

なお、当該株式報酬の交付状況は、26頁の「(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

④取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年3月23日開催の第96期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額220百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいています。(同定時総会終結時の対象取締役の員数は6名) また、2020年3月26日開催の第100期定時株主総会にて、事前交付型の譲渡制限付株式報酬の導入にあたって、株式報酬額を年額220百万円の別枠にて年額50百万円以内と決議いただいています。(同定時総会終結時の対象取締役の員数は6名)

2016年3月23日開催の第96期定時株主総会において、取締役(監査等委員)の報酬額は年額40百万円以内と決議いただいています。(同定時総会終結時の取締役(監査等委員)の員数は4名)

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の個人別金銭報酬額の決定にあたっては、代表取締役社長執行役員神田進が監査等委員会(すべて社外取締役で構成される4名)に諮問し、同意を得た上で、代表取締役社長執行役員 神田進が決定しております。その権限の内容は、株主総会において承認を受けた範囲内における各取締役の固定報酬及び業績連動報酬の額であり、それらの権限を一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の果たした役割、貢献度を判断するのは、代表取締役社長執行役員が最も適しているからであります。

⑥当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	185 (-)	153 (-)	17 (-)	13 (-)	7 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	32 (32)	32 (32)	- (-)	- (-)	5 (5)

- (注) 1. 上記には、2021年3月25日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
3. 上記のほか、2013年3月26日開催の第93期定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を2021年3月25日に退任した取締役（監査等委員を除く）1名に対して7百万円支給しております。なお、金額には過年度の事業報告において報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）岩橋浩貴氏は、住友化学株式会社経営企画室主席部員を兼務しており、同社は当社の大株主であるとともに、特定関係事業者（主要な取引先）であります。当社と同社の間には経常的な営業取引関係があります。

②他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）北田隆氏は、株式会社ファインデックス社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社は同社との間に特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）岩橋浩貴氏は、神東塗料株式会社社外監査役を兼務しております。当社は同社との間に特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	櫻 井 茂 樹	取締役会 14回／14回 監査等委員会 13回／13回	主に銀行業務を通じて培ってきた豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な助言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	馬 場 俊 夫	取締役会 14回／14回 監査等委員会 13回／13回	主に弁護士としての専門的見地に基づく豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な助言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	北 田 隆	取締役会 14回／14回 監査等委員会 13回／13回	主に公認会計士としての専門的見地に基づく豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な助言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	岩 橋 浩 貴	取締役会 10回／10回 監査等委員会 10回／10回	主に大手化学メーカーにおける豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な助言を行っております。

(注) 取締役（監査等委員）岩橋浩貴氏は、2021年3月25日開催の第101期定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2021年3月25日以降に開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額は区分しておらず、実質的にも区分ができないため、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が適正に職務を遂行することが困難であると認められる場合等、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

そのため、監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価基準」に基づき、会計監査人の評価を実施いたします。

(備考) 本事業報告中に記載の百万円単位の金額及び千株単位の株式数は、数値未満を切り捨てております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	46,959	流 動 負 債	27,971
現金及び預金	9,765	支払手形及び買掛金	16,236
受取手形及び売掛金	21,095	短期借入金	1,914
電子記録債権	5,592	1年内返済予定の長期借入金	570
商品及び製品	4,429	未払金	3,959
仕掛品	1,085	未払法人税等	1,068
原材料及び貯蔵品	4,251	その他	4,221
販売用不動産	196		
その他	543	固 定 負 債	5,374
貸倒引当金	△0	長期借入金	827
		繰延税金負債	0
固 定 資 産	38,910	退職給付に係る負債	3,632
有 形 固 定 資 産	28,505	その他	914
建物及び構築物	12,736	負 債 合 計	33,345
機械装置及び運搬具	8,591	(純 資 産 の 部)	
土地	5,795	株 主 資 本	48,989
建設仮勘定	885	資本金	8,619
その他	495	資本剰余金	9,070
		利益剰余金	32,140
無 形 固 定 資 産	720	自己株式	△841
投 資 そ の 他 の 資 産	9,684	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,512
投資有価証券	8,696	その他有価証券評価差額金	3,237
繰延税金資産	389	為替換算調整勘定	202
その他	597	退職給付に係る調整累計額	72
貸倒引当金	△0		
		非 支 配 株 主 持 分	22
		純 資 産 合 計	52,524
資 産 合 計	85,869	負 債 ・ 純 資 産 合 計	85,869

連結損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		88,420
売上原価		73,912
売上総利益		14,508
販売費及び一般管理費		9,384
営業利益		5,123
営業外収益		
受取利息及び配当金	207	
助成金収入	141	
為替差益	65	
その他の収益	134	548
営業外費用		
支払利息	84	
支払手数料	25	
その他の費用	30	140
経常利益		5,531
特別利益		
固定資産売却益	334	
投資有価証券売却益	13	348
特別損失		
固定資産除売却損	173	
投資有価証券売却損	18	
減損損	750	
特別退職金	0	943
税金等調整前当期純利益		4,937
法人税、住民税及び事業税	1,598	
法人税等調整額	△78	1,519
当期純利益		3,417
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		3,417

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	40,739	流動負債	36,313
現金及び預金	6,845	支払手形	196
受取手形	4,092	買掛金	17,445
売掛金	16,129	短期借入金	1,730
電子記録債権	5,489	1年内返済予定の長期借入金	570
商品及び製品	2,407	未払金	3,997
仕掛品	407	未払費用	2,877
原材料及び貯蔵品	2,395	未払法人税等	974
前払費用	124	未払消費税等	155
未収入金	468	預り金	8,363
立替の金	2,313	その他	2
その他	66		
固定資産	44,511	固定負債	4,564
有形固定資産	20,611	長期借入金	797
建物	8,697	長期未払金	94
構築物	458	長期預り金	728
機械及び装置	5,491	退職給付引当金	2,852
工具器具及び備品	370	その他	91
土地	4,719	負債合計	40,878
建設仮勘定	817	(純資産の部)	
その他	56	株主資本	41,135
無形固定資産	110	資本金	8,619
ソフトウェア	110	資本剰余金	9,070
		資本準備金	9,068
		その他資本剰余金	2
		自己株式処分差益	2
投資その他の資産	23,789	利益剰余金	24,286
投資有価証券	8,184	利益準備金	2,154
関係会社株	14,213	その他利益剰余金	22,131
関係会社出資	654	配当準備積立金	2,650
長期貸付金	662	別途積立金	5,700
繰延税金資産	12	繰越利益剰余金	13,781
その他	61	自己株式	△841
		評価・換算差額等	3,236
		その他有価証券評価差額金	3,236
資産合計	85,251	純資産合計	44,372
		負債・純資産合計	85,251

損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		63,035
売上原価		54,380
売上総利益		8,655
販売費及び一般管理費		4,934
営業利益		3,720
営業外収益		
受取利息及び配当金	887	
為替差益	67	
その他の収益	70	1,025
営業外費用		
支払利息	89	
支払手数料	25	
その他の費用	8	123
経常利益		4,622
特別利益		
固定資産売却益	145	
投資有価証券売却益	13	159
特別損失		
固定資産除売却損	144	
投資有価証券売却損	18	
減損損	750	912
税引前当期純利益		3,868
法人税、住民税及び事業税	991	
法人税等調整額	△42	948
当期純利益		2,920

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

大倉工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

高松事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 誉 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大倉工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大倉工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

大倉工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

高松事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 誉 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智 慶 太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大倉工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月10日

大倉工業株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 櫻井茂樹 ㊟

監査等委員 馬場俊夫 ㊟

監査等委員 北田隆 ㊟

監査等委員 岩橋浩貴 ㊟

(注) 監査等委員櫻井茂樹、馬場俊夫、北田隆及び岩橋浩貴は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場のご案内図



開催日時

2022年3月24日(木曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所

香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号

**オークラホテル丸亀
鳳凰の間(2階)**

TEL 0877-23-2222(代表)

【ご注意】

新型コロナウイルス感染症対策のため
送迎バスの運行はいたしません。



夢がある。技術がある。 **未来** ができる。 〒763-8508 香川県丸亀市中津町1515番地

 **大倉工業株式会社**

TEL 0877-56-1111

<https://www.okr-ind.co.jp>

**UD
FONT**



環境に配慮した植
物油インキを使用
しています。